

平成29年第2回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 2月24日

閉 会 2月24日

平成29年第2回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成29年2月17日					
招集年月日	平成29年2月24日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 平成29年2月24日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 平成29年2月24日 午後1時55分			議長 大口 勇		
委員 応 召 及 び 出席者氏名 出席委員 7名 欠席委員 2名	議席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議席 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	京 谷 作右衛門	出席			
	2	伊 倉 正 幸	出席			
	3	山 下 敏 雄	欠席			
	4	菊 池 和 雄	出席			
	5	尾 田 孝 人	欠席			
	6	丸 山 由美子	出席			
	7	久 末 善 輝	出席			
	8	鈴 木 敏 秋	出席			
	9	大 口 勇	出席			
	10					
議事録署名委員	四番 菊池和雄			七番 久末善輝		
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 高見博			主事 太田辰徳		

議事日程

日程	件名
第1	議事録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 会務報告について
第4	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5	報告第3号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
第6	議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について
第7	議案第2号 平成29年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定について
第8	議案第3号 上ノ国町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について
第9	議案第4号 上ノ国町農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱の制定について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

ただいまから、平成29年第2回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は7名、欠席委員は2名で、定足数に達しておりますので、総会が
成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、4番 菊池委員、7番 久末委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長

日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第5 報告第3号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

議 長

日程第5、報告第3号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第3号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

本件については、別添のとおり、1月10日付けにて報告がありました。

内容を審査したところ、単収が15.3kgで地域の平均単収の65%であり、また、営農を確認する書類等の添付にも不備があることから許可基準を満たしておりません。今後、許可基準を満たすための改善措置を講じるよう指導することとし、その内容については、協議会で協議することとしております。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件を終了いたします。

◎ 日程第6 議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第6、議案第1号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件について、農業委員会等に関する法律第31条に規定の議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、2番伊倉委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき伊倉委員は議決が終わるまで退場願います。

※(伊倉委員が退場する。)

議 長

それでは説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、6,053㎡です。

貸付人は字宮越の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は2年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。

それでは、伊倉委員の入場をお願いします。

※(伊倉委員が入場・着席する)

議 長

続きまして、番号2から番号3の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、1番京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき京谷委員は議決が終わるまで退場願います。

番号6、場所は字早瀬〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、15,407㎡です。

譲渡人は室蘭市の〇〇 〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字大留〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、7,225㎡です。

貸付人は字大留の〇〇〇〇さん、借受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で新規による使用貸借権の設定となっております。期間は20年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字大留〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、5,239㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

なお、〇〇〇〇〇〇につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字大留〇〇番〇 外2筆、地目は現況が畑、公簿が田で、面積合計は、6,437㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字大留〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、337㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇 〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字大留〇〇番〇 外1筆、地目は現況が畑、公簿が田で、面積合計は、7,005㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字大留〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、3,458㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字大留〇〇番、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、3,421㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で新規による使用貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっております。使用貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども6名で、本契約にあたり、申請者は法定持分6分の1の子どもの〇〇さんで、併せて法定持分6分の1の子どもの3名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は4年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字大留〇番 外1筆、地目は現況が畑、公簿が畑及び田で、面積合計は、2,471㎡です。

譲渡人は字向浜の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号15、場所は字大留〇番〇 外1筆、地目は現況が畑、公簿が田で、面積合計は、3,291㎡です。

譲渡人は字勝山の〇〇 〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号16、場所は字大留〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、463㎡です。

譲渡人は江差町の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号17、場所は字大留〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、5,633㎡です。

貸付人は札幌市の〇〇 〇さん、借受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で新規による使用貸借権の設定となっております。期間は20年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号18、場所は字大留〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、3,475㎡です。

譲渡人は千葉市の〇〇 〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

本土地については、共有名義の土地となっており、番号19の〇〇〇〇さん、番号20の〇〇〇〇さんとの共有持分による売買となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号19、場所は字大留〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、3,475㎡です。

譲渡人は岡崎市の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号20、場所は字大留〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、3, 475㎡です。

譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、譲受人は宇原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号4から番号20については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第7 議案第2号 平成29年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協
定額の決定について

議 長

日程第7、議案第2号 平成29年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

農業用労務賃金につきましては、昨年9月の総会にて平成28年10月1日からの北海道における最低賃金の変更に伴い、労務賃金協定額の変更を行っております。

農業機械使用料金については、平成26年度において、大きく見直しを行っており、その後、大きな動きがないことから前年同額の設定としております。

なお、適用は4月1日からです。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については原案どおり可決いたします。

◎ 日程第 8 議案第 3 号 上ノ国町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について

議 長

日程第 8、議案第 3 号 上ノ国町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第 3 号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布施行により、農業委員会等に関する法律が改正され、次の任期から農地利用最適化推進委員を置かなければならなくなったことから、その選任について必要な事項を定めようとするものです。

第 1 条については、この規則の制定目的を規定しております。

第 2 条については、選任の方法を規定しております。

第 3 条については、担当地区とその地区の募集人数を規定しております。

第 4 条については、推薦及び募集の資格を規定しております。

第 5 条については、推薦及び募集の手続きを規定しております。

第 6 条については、推薦及び募集の周知を規定しております。

第 7 条については、推薦及び募集の期間を規定しております。

第 8 条については、候補者の選考方法を規定しております。

第 9 条については、農地利用最適化推進委員の選任等を規定しております。

第 10 条については、農地利用最適化推進委員の委嘱等を規定しております。

第 11 条については、農地利用最適化推進委員の補充を規定しております。

第 12 条については、その他必要事項の定め方を規定しております。

附則については、施行期日を規定しております。

以上です

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第9 議案第4号 上ノ国町農地利用最適化推進委員に関する選考委員会
設置要綱の制定について

議 長

日程第9、議案第4号 上ノ国町農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置
要綱の制定についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第4号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

本件は、農地利用最適化推進委員候補者を選考するための選考委員会を設置するた
め、その設置について必要な事項を定めようとするものです。

第1条については、選考委員会の設置を規定しております。

第2条については、選考委員会の任務を規定しております。

第3条については、選考委員会の組織を規定しております。

第4条については、選考委員の任期を規定しております。

第5条については、選考委員会の委員長を規定しております。

第6条については、選考委員会の招集を規定しております。

第7条については、選考委員の秘密保持を規定しております。

第8条については、選考委員会の庶務を規定しております。

第9条については、その他必要事項の定め方を規定しております。

附則については、施行期日を規定しております。

以上です

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成29年第2回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時55分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 大 口 勇

署名委員 菊 池 和 雄

署名委員 久 末 善 輝